

## 熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付要綱

制定 令和 8年 3月30日 市長決裁  
改正 令和 8年 5月21日 健康福祉政策局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場までの移動に係る距離又は時間が長く、高齢や障がい等により心身に負担を要する等を理由に市外火葬場を使用した者に対し、市外火葬場における管外使用料の一部を助成することにより、心身的負担及び経済的負担等の軽減を図るため、熊本市市外火葬場管外使用料助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者をいう。
- (2) 市外火葬場 本市以外の近隣市町村の火葬場のうち、熊本連携中枢都市圏域内に設置されている火葬場をいう。
- (3) 管外使用料 市外火葬場における管外の者に係る使用料をいう。

### (助成交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、令和8年4月1日以降に市民を火葬するために市外火葬場を使用し、当該火葬場における管外使用料を支払った市民であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 居住地から熊本市斎場及び熊本市植木火葬場までの移動に係る距離又は時間が長く、高齢や障がい等により心身等に負担を要すると認められるとき
- (2) その他市長が特に必要と認められるとき

### (助成金額)

第4条 助成金の額は、熊本市火葬場条例(平成10年条例第56号)別表に規定する市内の火葬場使用料と市外火葬場の管外使用料との差額の2分の1とする。ただし、その額が20,000円を超える場合は、20,000円とする。

### (助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 埋火葬許可証の原本又はその写し
- (2) 市外火葬場から受領した管外使用料の領収書原本又はその写しその他これに類する支払いを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付の申請期間は、管外使用料を支払った日から起算して6ヶ月とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、交付対象者へ支払うものとする。

(交付決定の取り消し及び返納)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部を返還させることができる。

(暴力団員等の排除)

第8条 交付対象者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号に掲げる者であってはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱の施行後3年(令和11年5月31日)を経過した場合において、この要綱の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

提出日 年 月 日

熊本市長 様

## 熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付申請書兼請求書

私は、熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付要綱第5条の規定に基づき、熊本市市外火葬場管外使用料助成金を下記のとおり申請します。

なお、本助成金の交付が決定した際には、請求に関する一切の権限を熊本市健康福祉政策課長に委任します。

## 1 死亡者

住 所	
氏 名	

## 2 申請者

住 所	
氏 名	
連 絡 先	

## 【宣誓事項】

- 暴力団の利益となる活動を制限するため、私は熊本市暴力団排除条例に規定された暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを宣誓します。

## 3 使用した市外火葬場

火葬場名	
使 用 料	円
支 払 日	年 月 日

## 4 市外火葬場を使用した理由

- 居住地から熊本市斎場及び熊本市植木火葬場までの移動に係る距離又は時間が長く、高齢や障害等により心身に負担を要するため
- その他 ( )

## 5 口座情報

金融機関名	
支 店 名	
種 別	
口座番号	
口座名義人	

## 6 添付書類

- 埋火葬許可証の原本又はその写し（必須）
- 市外火葬場から受領した管外使用料の領収書原本又はその写しその他これに類する支払いを証する書類（必須）
- その他市長が必要と認める書類